

(証券コード 4671)

令和3年6月1日

株 主 各 位

京都市中京区河原町通二条下の一之船入町384番地
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長 安 田 忠 史

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大の現状を踏まえて、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って、令和3年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 令和3年6月22日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都 6階 会議室C
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。) |

感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第34期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.falco-hd.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクのご持参・ご着用をお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、ご来場をお控えください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご一読いただきますようお願い申し上げます。

## 当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.falco-hd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - ② 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.falco-hd.co.jp>) に掲載することにより、お知らせいたします。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会ご出席による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

令和3年6月22日(火曜日)  
午前10時



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

令和3年6月21日(月曜日)  
午後5時30分までに到着



### インターネットによる 議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年6月21日(月曜日)  
午後5時30分までに入力

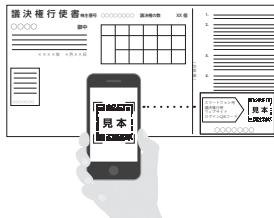
◎ 当日ご出席の際は、開会時刻間際には会場受付が混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

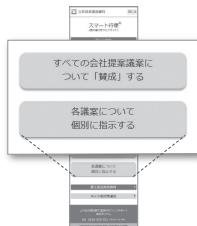
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、右記のお問い合わせ先をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ・証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社へお問い合わせください。
- ・証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 1. インターネットによる議決権行使の際のご注意について

- (1) 議決権の行使期限は令和3年6月21日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## 2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」は、本総会に限り有効です。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の拡大に伴い、経済活動が大幅に抑制され、厳しい状況となりました。その後、段階的な経済活動の再開により持ち直しの動きが見られたものの、感染拡大以前の水準には至らず、感染拡大が繰り返されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く受託臨床検査市場では、市場の成熟化を受け、厳しい競争環境が依然として続いている一方で、COVID-19関連検査に対する社会的ニーズが高まりました。調剤薬局市場では、厚生労働省による「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、患者本位の医薬分業の実現に向けて機能の充実が求められつつ、調剤報酬及び薬価の改定による影響を受けております。なお、両市場ともCOVID-19の拡大により、医療機関への受診患者数の減少による影響を受けましたが、1回目の緊急事態宣言解除後の令和2年6月以降、その影響は緩和されつつあります。

当社グループでは、このような事業環境のもと、臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益力の強化を図るとともに、将来の事業環境の変化を見据えた事業展開を進めてまいりました。

COVID-19関連検査につきましては、社会的ニーズが高まったことに対応し、医療インフラを支えるべくグループの人的資源・検査能力をフル活用して、関西地域を中心に積極的に受託いたしました。

また、ICTを活用した検査-集配-営業にわたる事業構造の抜本的な改革、更には前年度より進めておりました全社的な固定費削減の取り組みが次第に利益に対する効果を上げてまいりました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は436億8百万円（前期比1.0%増）、営業利益は26億14百万円（前期比210.8%増）、経常利益は28億53百万円（前期比203.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億53百万円（前期比49.1%増）となり、営業利益及び経常利益は過去最高益を更新いたしました。

なお、当社は令和3年3月に本社を移転し、土地・建物を売却いたしました。これを含めた固定資産売却益2億64百万円を特別利益に計上しております。

事業別の状況は、次のとおりであります。

### ① 臨床検査事業

臨床検査事業につきましては、COVID-19の拡大により医療機関を受診する患者数が減少したため、全体として受託検体数は大きく影響を受けましたが、1回目の緊急事態宣言解除後の令和2年6月以降は緩やかに回復いたしました。また、COVID-19の拡大により医療機関への営業訪問を控えざるを得ない環境のもと、ICTを活用したインサイドセールスを強化し、大都市圏を重点地域とした新規顧客の獲得に取り組んでまいりました。更に、年度末にかけてアレルギー関連検査の受託が増加いたしました。

COVID-19関連検査につきましては、検査への社会的ニーズに応えるべく検査実施能力を増強するとともにグループの人的資源・検査能力をフル活用し、令和2年11月から同3年2月にかけて受託検体数の著しい増加に対応いたしました。その後、受託検体数は一時減少いたしました。年度末に向け、再び増加傾向に転じました。

また、COVID-19の拡大により営業活動を控えておりましたクラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」など停滞しておりましたサービスの販売活動を順次再開してまいりました。体外診断用医薬品「MSI検査キット (FALCO)」(※)の販売につきましてもCOVID-19の拡大の影響を受けたものの、徐々に回復し、年度末にかけて堅調に推移いたしました。なお、「MSI検査キット (FALCO)」は、令和2年12月に新たに大腸がんにおけるリンチ症候群の診断の補助並びに大腸がんにおける化学療法の選択の補助について保険適用を受けました。

(※) キイトルーダ® (一般名：ペムプロリズマブ) の固形がん患者への適応判定、オブジーボ® (一般名：ニボルマブ) の結腸・直腸がん患者への適応判定、切除可能大腸がんにおける術後補助化学療法の選択及び大腸がんにおけるリンチ症候群の診断の補助に用いる体外診断用医薬品。平成30年に世界で初めてのがん種横断的な体外診断用医薬品として、薬事承認を取得。次世代がんゲノム医療の進展に寄与すべく販売強化に取り組んでおります。

加えて、タブレット端末の活用、臨床検査の依頼-報告のICT化等による検査-集配-営業にわたる事業構造の抜本的な改革と、それに伴う固定費の削減を進めてまいりました。

このような事業展開の結果、売上高は272億7百万円（前期比4.0%増）、営業利益は19億73百万円（前期は41百万円の営業利益）となりました。

## ② 調剤薬局事業

調剤薬局事業につきましては、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる役割・機能を果たすべく、高齢者施設及び在宅をはじめとした地域医療との連携を進め、既存店舗の処方箋応需の拡大に努めてまいりました。COVID-19の拡大以降、長期処方の増加などにより処方箋単価は安定的に推移しましたが、受診患者数の減少により処方箋応需枚数が減少いたしました。コスト面におきましては、調剤原価等の固定費の削減に努め、堅実で効率的な店舗運営を進めてまいりました。当連結会計年度における調剤薬局店舗数の増減はなく、当連結会計年度末における当社グループが運営する調剤薬局等店舗総数は106店舗（フランチャイズ店6店舗含む）となっております。

このような事業展開の結果、売上高は164億16百万円（前期比3.7%減）、営業利益は9億68百万円（前期比7.1%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、15億円であります。その主なものは、大阪本部の土地・建物、臨床検査事業の検査機器、システム関連機器及びソフトウェア並びに調剤薬局事業の店舗設備及び調剤機器であります。

なお、当社は令和3年3月に本社を移転し、土地・建物を売却いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① COVID-19関連検査の実施を通じた新型コロナウイルス感染抑制への貢献

COVID-19の拡大により高まる検査への社会的ニーズに応えるべく、当社グループの中核事業会社である株式会社ファルコバイオシステムズにおいてPCR検査をはじめとしたCOVID-19関連検査の実施能力を着実に増強し、当該検査を積極的に受託してまいりました。引き続き、COVID-19関連検査を通じてわが国における感染拡大の抑制に貢献すべく、検査体制の強化に取り組んでまいります。

##### ② 事業継続体制の強化

当社グループは、COVID-19などの感染症の拡大や大規模な自然災害の発生等による非常事態においても事業の継続に支障をきたすことのないよう、検査機能を総合研究所の一箇所に集中させるのではなく、東海中央研究所や岡山研究所等に分散させております。また、医療インフラを担う企業であるとの認識のもと、社員の感染防止対策に全社を挙げて取り組んでおります。引き続き、状況に応じて迅速かつ的確な対応を講じるとともに、事業継続体制の強化と施策の実行に取り組んでまいります。

##### ③ ICTの活用による事業領域の拡大と生産性の向上

臨床検査事業におきましては、アフター・コロナを見据え、持続可能なコストコントロールを実現するため、ICTを活用しながら柔軟で効率的な検査・集配体制を構築し、生産性の向上を図ってまいります。

また、クラウド型電子カルテ「HAYATE/NEO」の販売強化とともに、ICTを活用した診療所支援ビジネスの積極拡大により、医療保険外の領域における事業展開を進めてまいります。

調剤薬局事業におきましては、近隣の高齢者施設及び医療機関との連携、地域密着の薬局づくりを進めるとともに、ICTを活用し、調剤業務の更なる効率化とかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を充実させてまいります。

なお当社は、ICTを活用し、医療情報を核とした事業展開を加速させるため、令和3年3月に新たに大阪本部を設置いたしました。

##### ④ 体外診断用医薬品「MSI検査キット（FALCO）」の適応拡大

「MSI検査キット（FALCO）」はこれまで、がん患者に対する免疫療法をはじめ抗がん剤投与の判定など、がんの診断と治療に貢献してまいりました。今後も更なる適応拡大を進めることにより、がん分野での遺伝子に基づく個別化医療の進展に寄与してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 31 期<br>平成30年3月期 | 第 32 期<br>平成31年3月期 | 第 33 期<br>令和2年3月期 | 第 34 期<br>(当連結会計年度)<br>令和3年3月期 |
|----------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 45,962             | 44,156             | 43,185            | 43,608                         |
| 経常利益(百万円)            | 2,385              | 1,632              | 941               | 2,853                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,697              | 653                | 1,243             | 1,853                          |
| 1株当たり当期純利益(円)        | 156.12             | 59.80              | 116.87            | 178.61                         |
| 総資産(百万円)             | 32,656             | 32,124             | 31,957            | 37,069                         |
| 純資産(百万円)             | 19,081             | 19,014             | 18,893            | 20,485                         |
| 1株当たり純資産額(円)         | 1,745.40           | 1,725.03           | 1,776.01          | 1,966.43                       |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 31 期<br>平成30年3月期 | 第 32 期<br>平成31年3月期 | 第 33 期<br>令和2年3月期 | 第 34 期<br>(当事業年度)<br>令和3年3月期 |
|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------------------|
| 営業収益(売上高)(百万円) | 2,003              | 4,123              | 2,423             | 1,909                        |
| 経常利益(百万円)      | 742                | 3,094              | 1,227             | 806                          |
| 当期純利益(百万円)     | 990                | 3,076              | 1,256             | 1,002                        |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 91.10              | 281.59             | 118.11            | 96.55                        |
| 総資産(百万円)       | 21,340             | 21,555             | 20,652            | 24,239                       |
| 純資産(百万円)       | 15,006             | 17,361             | 17,253            | 17,994                       |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,371.30           | 1,574.26           | 1,621.07          | 1,726.33                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (令和3年3月31日現在)

| 会社名             | 資本金<br>(単位：百万円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                                                     |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------------------------------------------------------|
| (株)ファルコバイオシステムズ | 98              | 100            | 臨床検体検査受託業務<br>医療情報システムの<br>開発・販売業務<br>体外診断用医薬品等<br>の製造・販売業務 |
| (株)アテスト         | 50              | 100            | 体外診断用医薬品等<br>の販売業務                                          |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 45              | 100            | 処方箋調剤業務                                                     |
| チューリップ調剤(株)     | 453             | 100            | 処方箋調剤業務                                                     |
| (株)ファルコビジネスサポート | 5               | 100            | 管理業務の受託                                                     |

(7) 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 臨床検査事業  
臨床検体検査の受託業務  
電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売業務  
体外診断用医薬品等の製造・販売業務
- ② 調剤薬局事業  
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

(8) 主要な事業所 (令和3年3月31日現在)

| 会社名             | 所    | 在                    | 地     |
|-----------------|------|----------------------|-------|
| (株)ファルコホールディングス | 本社   | 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町  | 384番地 |
|                 | 大阪本部 | 大阪市中央区内平野町1丁目3番7号    |       |
| (株)ファルコバイオシステムズ | 本社   | 京都市中京区河原町通二条上る清水町    | 346番地 |
| (株)アテスト         | 本社   | 京都府宇治市槇島町落合121番地の2   |       |
| (株)ファルコファーマシーズ  | 本社   | 京都市中京区河原町通二条下る一之船入町  | 384番地 |
| チューリップ調剤(株)     | 本社   | 富山市新桜町2番21号MKD.9富山ビル |       |
| (株)ファルコビジネスサポート | 本社   | 大阪市中央区内平野町1丁目3番7号    |       |

- (注) 1. 株式会社ファルコホールディングスは、令和3年3月1日付で本社を移転するとともに、大阪本部を新設いたしました。
2. 株式会社ファルコバイオシステムズは、令和3年4月1日付で、本社を京都府久世郡久御山町田井西荒見17番地1に移転いたしました。
3. 株式会社ファルコビジネスサポートは、令和3年3月1日付で本社を移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数           | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------------|-------------|
| 臨床検査事業  | 782 (1,124)名   | 29名減 (40名増) |
| 調剤薬局事業  | 394 (185)名     | 5名減 (2名増)   |
| 全社 (共通) | 24 (3)名        | 15名減 (1名減)  |
| 合計      | 1,200 (1,312)名 | 49名減 (41名増) |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の (外数) は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 2 (2) 名 | - (-)     | 54.0歳 | 32.4年  |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。
2. 従業員数欄の (外数) は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 借入先         | 借入額   |
|-------------|-------|
| 株式会社京都銀行    | 2,666 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,034 |

- (注) 株式会社京都銀行からの借入額には、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として行った当社保証による借入額を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,280,177株
- (3) 株主数 9,943名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                     | 持株数      | 持株比率 |
|-------------------------|----------|------|
| 株式会社京都銀行                | 521,600株 | 5.0% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 508,100株 | 4.8% |
| ファルコホールディングス従業員持株会      | 466,304株 | 4.4% |
| 株式会社三菱UFJ銀行             | 315,900株 | 3.0% |
| 株式会社ビー・エム・エル            | 314,800株 | 3.0% |
| 光通信株式会社                 | 279,400株 | 2.7% |
| 株式会社ホルスクレーションズアカザワ      | 252,000株 | 2.4% |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）      | 217,300株 | 2.1% |
| 大阪中小企業投資育成株式会社          | 208,000株 | 2.0% |
| S M B C 日興証券株式会社        | 207,500株 | 2.0% |

（注）持株比率は自己株式（778,596株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生 の 拡 充、及 び 株 主 と し て の 資 本 参 加 に よ る 従 業 員 の 勤 労 意 欲 高 揚 を 通 じ た 当 社 の 恒 常 的 な 発 展 を 促 す こ と を 目 的 と し て、平成29年9月より「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

なお、本プランの導入のために設定されたファルコホールディングス従業員持株会専用信託が、当事業年度末において所有する当社株式数は、125,700株であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

| 名 称<br>(発行決議日)           | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の<br>目的となる株式<br>の種類及び数 | 行 使 期 間                        | 行使価額        | 行使の条件  |
|--------------------------|-------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------|--------|
| 第1回新株予約権<br>(平成29年2月10日) | 112個        | 普通株式<br>11,200株             | 平成29年2月28日から<br>令和19年2月27日まで   | 1株当たり<br>1円 | (注) 2. |
| 第2回新株予約権<br>(平成29年9月26日) | 303個        | 普通株式<br>30,300株             | 平成29年10月12日から<br>令和19年10月11日まで | 1株当たり<br>1円 | (注) 3. |
| 第3回新株予約権<br>(平成30年8月7日)  | 207個        | 普通株式<br>20,700株             | 平成30年8月23日から<br>令和20年8月22日まで   | 1株当たり<br>1円 | (注) 4. |

- (注) 1. 上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。子会社の取締役に、当社役員を兼務する者が含まれております。
2. 第1回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
3. 第2回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
4. 第3回新株予約権の主な行使の条件  
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

#### (2) 当事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等の状況

| 名 称      | 区 分 | 新株予約権の数及び<br>目的となる株式の数 | 保有者数 |
|----------|-----|------------------------|------|
| 第1回新株予約権 | 取締役 | 57個 (5,700株)           | 2名   |
|          | 監査役 | 17個 (1,700株)           | 1名   |
| 第2回新株予約権 | 取締役 | 157個 (15,700株)         | 2名   |
|          | 監査役 | 47個 (4,700株)           | 1名   |
| 第3回新株予約権 | 取締役 | 142個 (14,200株)         | 4名   |
|          | 監査役 | 32個 (3,200株)           | 1名   |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (令和3年3月31日現在)

| 地 位           | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                    |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 安 田 忠 史   | 経営企画室長                                                                                                     |
| 代 表 取 締 役 専 務 | 松 原 宣 正   | 臨床事業室長<br>ファーマ事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>代表取締役社長<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役社長<br>チューリップ調剤株式会社<br>代表取締役社長 |
| 取 締 役         | 大 西 規 和   | 管理室長<br>経営企画室副室長<br>株式会社ファルコビジネスサポート<br>代表取締役社長                                                            |
| 取 締 役         | 河 田 與 一   | 臨床事業室副室長<br>経営企画室副室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>取締役臨床検査本部長                                                     |
| 取 締 役         | 郷 田 哲 夫   | 臨床事業室副室長<br>経営企画室副室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>取締役臨床営業本部長                                                     |
| 取 締 役         | 内 藤 欣 也   | 内藤法律事務所 代表 弁護士<br>上新電機株式会社 社外取締役<br>大阪府人事監察委員会委員                                                           |
| 取 締 役         | 勝 山 武 彦   | 税理士堀三芳事務所 公認会計士<br>枚方市代表監査委員                                                                               |
| 監 査 役 (常 勤)   | 江 口 宏 志   |                                                                                                            |
| 監 査 役         | 永 島 恵 津 子 | 公認会計士永島会計事務所<br>代表 公認会計士<br>ブルドックソース株式会社<br>社外取締役 (監査等委員)<br>住友ベークライト株式会社 社外監査役                            |
| 監 査 役         | 高 坂 佳 郁 子 | 弁護士法人色川法律事務所<br>パートナー 弁護士<br>日本山村硝子株式会社<br>社外取締役 (監査等委員)<br>東洋炭素株式会社 社外監査役<br>アジア太平洋トレードセンター株式会社<br>社外監査役  |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役永島恵津子氏、監査役高坂佳郁子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役永島恵津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会において、江口宏志氏、永島恵津子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって、監査役佐野啓一氏、監査役福井啓介氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

| 氏名   | 異動前             | 異動後                         | 異動年月日     |
|------|-----------------|-----------------------------|-----------|
| 郷田哲夫 | 取締役<br>臨床事業室副室長 | 取締役<br>臨床事業室副室長<br>経営企画室副室長 | 令和2年7月11日 |
| 内藤欣也 | 大阪市開発審査会会長      | —                           | 令和3年3月13日 |

7. 当社は取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏、監査役永島恵津子氏、監査役高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役による関与・助言の機会が適切に確保されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の概要は次のとおりです。

#### 1) 基本報酬に関する方針

役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献を基本とし、他社水準、従業員給与の水準をも考慮し、個人別基本報酬月額を決定する。

報酬決定のために、上記要素を基礎とする算定基準を策定する。算定基準は、独立社外取締役の意見を聴取した上で、取締役会にて決定する。

個人別の基本報酬額の決定については、代表取締役へ委任する。

#### 2) 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。

個人別の譲渡制限付株式報酬の額については、役位、職責、在任年数、業績貢献に基づき、代表取締役へ委任し決定する。

#### 3) 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役：当社の事業特性により中長期的かつ安定的な企業価値向上を促進する観点から、役位、職責、在任年数、当社業績、業績貢献に応じて、報酬等の種類別割合を決定する。

非業務執行取締役：独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、基本報酬のみとする。

#### 4) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬：月例固定払いとする。

株式報酬：事前交付型（任期開始時に交付）とする。

#### 5) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

委任を受けた代表取締役は、取締役会において決定された算定基準に基づき、個人別の報酬額を決定するとともに決定結果を独立社外取締役に報告する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |         |        | 対象となる<br>役員<br>の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|------------------|---------|--------|---------------------------|
|                    |                 | 基 本 報 酬          | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                           |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 84<br>(12)      | 84<br>(12)       | —       | —      | 7<br>(2)                  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 22<br>(8)       | 22<br>(8)        | —       | —      | 5<br>(3)                  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 107<br>(21)     | 107<br>(21)      | —       | —      | 12<br>(5)                 |

- (注) 1. 上表には、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 上表以外に、当事業年度において役員を兼務する当社子会社から、役員として受けた報酬等があります。
3. 非金銭報酬等の内容は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
4. 取締役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額4億円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。  
また、上記の報酬等の額の枠内で、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬の額として年額1億円以内、その発行または処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。
5. 監査役の賞与も含めた報酬等の額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長安田忠史氏、代表取締役専務松原宣正氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の株式報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任を受けた代表取締役は、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会にて決定した算定基準をもとに内容を決定し、決定結果を独立社外取締役に報告しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、取締役内藤欣也氏、取締役勝山武彦氏、監査役永島恵津子氏、監査役高坂佳郁子氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 地 位       | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 先                                                                                               | 重要な兼職先と当社との関係          |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 内 藤 欣 也   | 内藤法律事務所 代表 弁護士<br>上新電機株式会社 社外取締役<br>大阪府人事監察委員会委員                                                          | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 取 締 役 | 勝 山 武 彦   | 税理土堀三芳事務所 公認会計士<br>枚方市代表監査委員                                                                              | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 永 島 恵 津 子 | 公認会計士永島会計事務所<br>代表 公認会計士<br>ブルドックスソース株式会社<br>社外取締役（監査等委員）<br>住友ベークライト株式会社<br>社外監査役                        | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 高 坂 佳 郁 子 | 弁護士法人色川法律事務所<br>パートナー 弁護士<br>日本山村硝子株式会社<br>社外取締役（監査等委員）<br>東洋炭素株式会社 社外監査役<br>アジア太平洋トレードセンター<br>株式会社 社外監査役 | いずれも重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要                                                                                                     |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 内 藤 欣 也   | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業法務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。 |
| 社 外 取 締 役 | 勝 山 武 彦   | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席いたしました。必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行い、特に企業財務について専門的な観点から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督しております。 |
| 社 外 監 査 役 | 永 島 恵 津 子 | 令和2年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。                                                                        |
| 社 外 監 査 役 | 高 坂 佳 郁 子 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、監査役会13回すべてに出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。                                                                                   |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

37百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査人の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

## 6. 会社の体制及び方針

### 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を決議しておりますが、概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行う。
  - 2) コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
  - 4) 「ファルコ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。
  - 5) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。
  - 2) リスク管理委員会は、各部門担当取締役の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。
  - 2) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。
  - 3) 各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。
  - 2) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。
  - 3) 当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせる。
- ⑦ 監査役補助使用人の取締役からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 前記の補助使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合、補助使用人は監査役補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査役の事前同意を得た上で行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社及び各事業会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②毎月の経営状況として重要な事項、③重大な法令・定款違反、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑥コンプライアンス上重要な事項、⑦重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告する。
  - 2) 監査役への報告を行った当社及び各事業会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び各事業会社の取締役と監査役会の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は独自に顧問弁護士を委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。
- 2) 当社は、監査役職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務執行について

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。

また、取締役会の監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。更に、社外取締役と監査役（社外監査役を含む）とで構成する会合を定期的に開催し、相互の連携を図っております。

当事業年度においては、取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行っております。

② コンプライアンスについて

「コンプライアンス規程」、「ファルコ行動憲章」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。

③ リスクマネジメントについて

「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については定期的に取締役会に報告しております。

④ 監査役職務遂行について

監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席しております。また、取締役（社外取締役を含む）、内部監査部門、外部専門家等と連携を図り、情報収集及び情報の共有化等に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役職務執行を監視しております。

当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。

⑤ グループ管理体制について

「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>21,449</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>10,239</b> |
| 現金及び預金                 | 11,618        | 支払手形及び買掛金                | 4,737         |
| 受取手形及び売掛金              | 6,812         | 短期借入金                    | 1,150         |
| 商品及び製品                 | 838           | 1年内返済予定の長期借入金            | 664           |
| 仕掛品                    | 61            | リース債務                    | 275           |
| 原材料及び貯蔵品               | 682           | 未払金                      | 759           |
| その他                    | 1,443         | 未払法人税等                   | 859           |
| 貸倒引当金                  | △7            | 賞与引当金                    | 529           |
|                        |               | その他                      | 1,263         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>15,619</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>6,343</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>9,200</b>  | 長期借入金                    | 3,170         |
| 建物及び構築物                | 3,905         | リース債務                    | 645           |
| 工具器具備品                 | 483           | 繰延税金負債                   | 236           |
| 土地                     | 3,945         | 役員退職慰労引当金                | 252           |
| リース資産                  | 762           | 退職給付に係る負債                | 1,846         |
| 建設仮勘定                  | 102           | 資産除去債務                   | 130           |
| その他                    | 0             | その他                      | 61            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>580</b>    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>16,583</b> |
| のれん                    | 45            | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| ソフトウェア                 | 495           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>19,837</b> |
| その他                    | 40            | 資本金                      | 3,371         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,839</b>  | 資本剰余金                    | 3,387         |
| 投資有価証券                 | 3,824         | 利益剰余金                    | 14,555        |
| 繰延税金資産                 | 1,048         | 自己株式                     | △1,477        |
| その他                    | 975           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>566</b>    |
| 貸倒引当金                  | △9            | その他有価証券評価差額金             | 566           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>37,069</b> | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>82</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>20,485</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>37,069</b> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   | 金 額           |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上                     |       | 43,608        |
| 売上原価                   |       | 29,910        |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>13,698</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 11,083        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>2,614</b>  |
| 営業外収益                  |       |               |
| 受取利息及び配当金              | 113   |               |
| 貸倒引当金戻入                | 0     |               |
| 補助金の収入                 | 107   |               |
| その他                    | 100   | 321           |
| 営業外費用                  |       |               |
| 支払利息                   | 31    |               |
| 支払手数料                  | 5     |               |
| 保険解約損                  | 12    |               |
| 投資運用損                  | 9     |               |
| 契約解除損                  | 10    |               |
| 研究開発費の廃棄               | 6     |               |
| その他                    | 6     | 81            |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>2,853</b>  |
| 特別利益                   |       |               |
| 固定資産売却益                | 264   |               |
| 投資有価証券売却益              | 118   |               |
| その他                    | 9     | 391           |
| 特別損失                   |       |               |
| 固定資産除却損                | 10    |               |
| 投資有価証券売却損              | 2     |               |
| 減損                     | 197   |               |
| 新型コロナウイルス対応による損失       | 103   |               |
| 建設計画変更損失               | 22    |               |
| その他                    | 16    | 353           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>2,892</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,110 |               |
| 法人税等調整額                | △72   | 1,038         |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>1,853</b>  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>1,853</b>  |

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,678</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,714</b>  |
| 現金及び預金                 | 9,712         | 短期借入金                    | 750           |
| 関係会社短期貸付金              | 561           | 関係会社短期借入金                | 1,039         |
| 未収入金                   | 146           | 1年内返済予定の長期借入金            | 664           |
| 未収還付法人税等               | 234           | 未払金                      | 109           |
| その他                    | 23            | 未払法人税等                   | 16            |
|                        |               | 賞与引当金                    | 1             |
|                        |               | その他                      | 133           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>13,561</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>3,530</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,805</b>  | 長期借入金                    | 3,170         |
| 建物及び構築物                | 3,130         | 繰延税金負債                   | 236           |
| 土地                     | 3,545         | 退職給付引当金                  | 1             |
| その他                    | 129           | 資産除去債務                   | 94            |
|                        |               | その他                      | 27            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>37</b>     | <b>負 債 合 計</b>           | <b>6,245</b>  |
| ソフトウェア                 | 36            | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| その他                    | 1             | 株主資本                     | 17,345        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,718</b>  | 資本金                      | 3,371         |
| 投資有価証券                 | 3,824         | 資本剰余金                    | 3,288         |
| 関係会社株式                 | 2,723         | 資本準備金                    | 3,208         |
| その他                    | 173           | その他資本剰余金                 | 79            |
| 貸倒引当金                  | △3            | 利益剰余金                    | 12,163        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>24,239</b> | 利益準備金                    | 103           |
|                        |               | その他利益剰余金                 | 12,059        |
|                        |               | 配当平均積立金                  | 3,000         |
|                        |               | 別途積立金                    | 3,500         |
|                        |               | 繰越利益剰余金                  | 5,559         |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△1,477</b> |
|                        |               | 評価・換算差額等                 | 566           |
|                        |               | その他有価証券評価差額金             | 566           |
|                        |               | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>82</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>17,994</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>24,239</b> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目              | 金   | 額            |
|------------------|-----|--------------|
| 営業収益             |     | 1,909        |
| 営業費用             |     | 1,186        |
| <b>営業利益</b>      |     | <b>722</b>   |
| 営業外収益            |     |              |
| 受取利息及び配当金        | 112 |              |
| その他の             | 18  | 131          |
| 営業外費用            |     |              |
| 支払利息             | 18  |              |
| 支払手数料            | 5   |              |
| 保険解約損            | 11  |              |
| 投資運用損            | 9   |              |
| その他の             | 3   | 47           |
| <b>経常利益</b>      |     | <b>806</b>   |
| 特別利益             |     |              |
| 固定資産売却益          | 242 |              |
| 投資有価証券売却益        | 118 |              |
| その他の             | 9   | 370          |
| 特別損失             |     |              |
| 固定資産売却損          | 14  |              |
| 固定資産除却損          | 3   |              |
| 投資有価証券売却損        | 2   |              |
| 減損損失             | 128 |              |
| 新型コロナウイルス対応による損失 | 1   |              |
| 建設計画変更損失         | 22  | 173          |
| <b>税引前当期純利益</b>  |     | <b>1,003</b> |
| 法人税、住民税及び事業税     | 4   |              |
| 法人税等調整額          | △3  | 1            |
| <b>当期純利益</b>     |     | <b>1,002</b> |

# 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

株式会社ファルコホールディングス  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 浦 上 卓 也 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し取締役会等に出席するとともに、社外監査役と連携した監査活動を実施いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、新型コロナウイルスに対しては、取締役より事業継続のための適切な対応がとられており指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月13日

株式会社ファルコホールディングス 監査役会

監査役（常勤） 江 口 宏 志 ㊟  
 監 査 役 永 島 恵 津 子 ㊟  
 監 査 役 高 坂 佳 郁 子 ㊟

(注) 監査役永島恵津子及び監査役高坂佳郁子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、連結業績に連動しつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度として利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の収益状況が営業利益・経常利益ともに過去最高益を達成したこと並びに株主優待制度を廃止したことを踏まえ、その利益還元の一環として、普通配当26円に特別配当4円を加え、合計1株につき30円とさせていただきたいと存じます。これにより、先に実施しました中間配当金（1株につき24円）と合わせまして、当事業年度の年間配当金は1株につき54円となり、9期連続の増配となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円（普通配当26円、特別配当4円）といたします。  
なお、この場合の配当総額は、315,047,430円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和3年6月23日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。と存じます。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定及び補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力に関する規定を新設するものであります。
- (3) 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) 監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置としての附則を新設するものであります。
- (5) その他、上記の条文の新設・削除・各変更に伴う字句の修正・条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社に取締役11名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>11名以内、<u>監査等委員である取締役5名以内</u>を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力)</u></p> <p>第22条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任決議の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の選任決議の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                            | (削 除) |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                                         | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                 | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>                         | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算<br/>第38条～第41条 (条文省略)</p> | <p>第5章 監査等委員会<br/><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算<br/>第34条～第37条 (現行どおり)</p> |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p><br><p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第34回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の免除及び社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴い効力発生する変更前の定款第37条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 安田忠史<br>(昭和33年8月9日生) | 平成7年2月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>(現当社) 入社<br>平成17年12月 当社常務取締役経営企画本部長 (兼)<br>事業開発本部長<br>平成18年9月 当社常務取締役経営企画本部長 (兼)<br>バイオ事業本部長<br>平成19年9月 当社常務取締役企画管理本部長<br>平成20年1月 当社専務取締役企画管理本部長<br>平成22年3月 当社専務取締役戦略業務室長 (兼)<br>ファーマ事業室長<br>平成24年6月 当社専務取締役戦略業務室長<br>平成25年6月 当社取締役戦略業務室長<br>平成27年6月 当社取締役副社長 (兼) 戦略業務室長<br>平成29年6月 当社代表取締役社長 (兼) 戦略業務室長<br>平成29年7月 当社代表取締役社長 (兼) 管理室長<br>平成30年6月 当社代表取締役社長<br>平成31年4月 当社代表取締役社長 (兼) 経営企画室長 (現任) | 23,900株    |
|       | 取締役候補者とした理由          | 安田忠史氏は、当社入社以来、経理・経営企画部門を担当し、平成29年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップと決断力をもって、当社グループ全体の経営の指揮を執っております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | まつばらのぶまさ<br>松原宣正<br>(昭和34年2月19日生) | 平成元年4月 株式会社関西医学検査センター（現当社）入社<br>平成27年6月 当社取締役ファーマ事業室長<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>代表取締役社長（現任）<br>平成28年6月 当社取締役ファーマ事業室長（兼）<br>臨床事業室副室長<br>平成29年4月 当社取締役ファーマ事業室長（兼）<br>事業開発室長（兼）臨床事業室副室長<br>平成29年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長<br>（兼）事業開発室長（兼）臨床事業室副室長<br>平成30年6月 当社常務取締役ファーマ事業室長<br>チューリップ調剤株式会社<br>代表取締役社長（現任）<br>平成31年4月 当社代表取締役専務（兼）ファーマ事業室長<br>令和元年5月 当社代表取締役専務（兼）臨床事業室長（兼）ファーマ事業室長（現任）<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>代表取締役社長（現任） | 12,200株    |
|       | 取締役候補者とした理由                       | 松原宣正氏は、当社入社以来、臨床営業部門、管理部門及び調剤薬局部門を経験し、令和元年5月からは代表取締役専務（兼）臨床事業室長（兼）ファーマ事業室長として当社グループ全体を統括して、臨床検査事業及び調剤薬局事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                                                               |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | おおにし のり かず<br>大西規和<br>(昭和41年8月20日生) | <p>平成24年1月 株式会社ファルコビジネスサポート 入社</p> <p>平成27年7月 株式会社ファルコビジネスサポート 執行役員人事部長</p> <p>平成28年7月 株式会社ファルコビジネスサポート 常務執行役員人事部長</p> <p>平成29年6月 株式会社ファルコビジネスサポート 取締役人事部長</p> <p>平成29年7月 当社執行役員管理室副室長</p> <p>平成29年9月 株式会社ファルコビジネスサポート 取締役総務部長(兼)人事部長</p> <p>平成30年6月 当社取締役管理室長(兼)事業開発室長<br/>株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成31年4月 当社取締役管理室長(兼)経営企画室副室長(現任)</p> | 3,100株     |
|       | 取締役候補者とした理由                         | <p>大西規和氏は、株式会社ファルコビジネスサポート入社以来、管理部門を担当し、平成30年6月からは当社取締役管理室長、株式会社ファルコビジネスサポート代表取締役社長としてマネジメント及び経営企画等に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                                                            |            |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 河田 與一<br><small>かわ た よ いち</small><br>(昭和37年3月30日生) | 平成4年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>(現当社) 入社<br>平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>執行役員臨床検査部長<br>平成29年10月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>執行役員臨床検査本部長<br>平成30年6月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼)<br>事業開発室副室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ<br>取締役臨床検査本部長 (現任)<br>平成31年4月 当社取締役臨床事業室副室長 (兼)<br>経営企画室副室長 (現任) | 3,930株     |
|       | 取締役候補者とした理由                                        | 河田與一氏は、当社入社以来、臨床検査に従事し、平成30年6月からは取締役臨床事業室副室長、株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床検査本部長として臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                    |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 郷田哲夫<br>(昭和41年2月26日生) | 平成28年4月 株式会社ファルコバイオシステムズ入社<br>平成29年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業部長<br>平成29年10月 株式会社ファルコバイオシステムズ執行役員臨床営業本部長<br>平成30年7月 株式会社ファルコバイオシステムズ常務執行役員臨床営業本部長<br>平成30年10月 当社臨床事業室(兼)事業開発室副室長(理事)<br>平成31年4月 当社臨床事業室副室長(理事)<br>令和元年6月 当社取締役臨床事業室副室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床営業本部長(現任)<br>令和2年7月 当社取締役臨床事業室副室長(兼)経営企画室副室長(現任) | 1,500株     |
|       | 取締役候補者とした理由           | 郷田哲夫氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、臨床営業部門を統括し、令和元年6月からは当社取締役臨床事業室副室長、株式会社ファルコバイオシステムズ取締役臨床営業本部長として臨床検査事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                          |            |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | ※<br><small>ふく</small> 福 <small>い</small> 井 <small>たか</small> 崇 <small>ふみ</small> 史<br>(昭和40年10月12日生) | 平成14年11月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>(現当社) 入社<br>平成31年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>バイオメディカル部検査グループ長<br>(副部長)<br>令和元年 6月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>バイオメディカル事業部 部長代行<br>(副部長)<br>令和 2年 4月 株式会社ファルコバイオシステムズ<br>バイオメディカル事業部 部長(現任) | 500株       |
|       | 取締役候補者とした理由                                                                                           | 福井崇史氏は、株式会社ファルコバイオシステムズ入社以来、遺伝子ビジネスに従事し、令和 2年 4月からは株式会社ファルコバイオシステムズ バイオメディカル事業部 部長として、遺伝子ビジネスの発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、新任の取締役候補者といたしました。                                                          |            |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | ※<br>村上恭子<br>(昭和38年1月16日生) | 平成7年10月 チューリップ調剤株式会社入社<br>平成16年3月 チューリップ調剤株式会社執行役員<br>第二業務部部长<br>平成23年4月 チューリップ調剤株式会社執行役員<br>業務本部副本部长<br>平成24年4月 チューリップ調剤株式会社執行役員<br>企画推進部长<br>平成27年6月 チューリップ調剤株式会社取締役<br>企画推進部长<br>平成28年4月 チューリップ調剤株式会社取締役<br>企画推進部长(兼)管理部长<br>平成29年6月 チューリップ調剤株式会社常務取締役<br>企画推進部长(兼)管理部长<br>株式会社ファルコファーマシーズ<br>取締役<br>平成29年7月 当社執行役員ファーマ事業室副室長<br>(現任)<br>平成30年6月 チューリップ調剤株式会社常務取締役<br>薬局事業本部长(兼)薬局統括部长<br>令和2年11月 チューリップ調剤株式会社常務取締役<br>事業本部长(兼)開発室長<br>令和3年4月 チューリップ調剤株式会社常務取締役<br>事業本部长(現任)<br>株式会社ファルコファーマシーズ顧問<br>(現任) | 2,100株         |
|           | 取締役候補者とした<br>理由            | 村上恭子氏は、チューリップ調剤株式会社入社以来、主に調剤薬局の本部及び企画部門において、薬局チェーンの運営にリーダーシップを発揮してまいりました。平成29年7月からは当社執行役員ファーマ事業室副室長として、調剤薬局事業の発展に貢献しております。こうした経験及び高い見識を有していることから、新任の取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | ※<br>永島恵津子<br>(昭和29年8月23日生) | 昭和53年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>昭和55年7月 公認会計士附柴会計事務所入所<br>昭和57年8月 公認会計士登録<br>昭和63年6月 公認会計士永島会計事務所設立、代表（現任）<br>平成20年4月 監査法人ベリタス代表社員<br>平成27年6月 ブルドックソース株式会社社外監査役<br>平成28年6月 ブルドックソース株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>令和元年6月 住友ベークライト株式会社社外監査役（現任）<br>令和2年6月 当社社外監査役（現任）                                                                                                      | 400株       |
|       | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要   | 永島恵津子氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、令和2年6月から当社社外監査役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、新任の社外取締役候補者いたしました。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。<br>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業財務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。 |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | 内藤 欣也<br>(昭和30年11月24日生)   | 昭和61年 4月 弁護士登録（大阪弁護士会入会）<br>鎌倉法律事務所入所<br>平成 2年 4月 小寺・内藤法律事務所設立<br>平成11年 3月 内藤法律事務所設立<br>平成16年 2月 みずほパートナーズ法律事務所設立<br>平成24年 4月 大阪弁護士会副会長<br>平成26年 4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事<br>平成28年 6月 当社社外取締役（現任）<br>上新電機株式会社社外監査役<br>平成29年 3月 大阪市開発審査会委員<br>平成29年 4月 内藤法律事務所設立、代表（現任）<br>平成29年 6月 上新電機株式会社社外取締役（現任）<br>平成31年 4月 大阪府人事監察委員会委員（現任）<br>令和 2年 1月 大阪市開発審査会会長                                          | 1,400株     |
|       | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | <p>内藤欣也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年6月から当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、引き続き上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。</p> |            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 永島恵津子氏、内藤欣也氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 永島恵津子氏は、現在、当社の社外監査役であり、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。内藤欣也氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 当社は、永島恵津子氏及び内藤欣也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、永島恵津子氏及び内藤欣也氏が取締役を選任された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、永島恵津子氏及び内藤欣也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。永島恵津子氏及び内藤欣也氏が社外取締役に選任された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>江口宏志<br>(昭和32年3月7日生) | 昭和56年3月 株式会社関西医学検査センター(現当社)入社<br>平成26年6月 株式会社ファルコバイオシステムズ 常務取締役<br>平成27年6月 当社取締役臨床事業室長<br>株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長<br>平成29年6月 当社常務取締役臨床事業室長<br>令和元年5月 株式会社ファルコバイオシステムズ 取締役会長<br>令和2年3月 当社業務監理室長<br>令和2年6月 当社監査役(常勤) (現任) | 11,760株    |
|       | 監査等委員である取締役候補者とした理由       | 江口宏志氏は、当社常務取締役、株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長など長年にわたり要職を歴任し、事業及び経営に関する豊富な知識・経験を有しております。また、令和2年3月から業務監理室長を経験し、令和2年6月からは当社監査役としてその職務を適切に遂行していることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。                                                         |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|       | ※<br>勝山武彦<br>(昭和40年11月16日生)       | 平成7年8月 公認会計士開業登録<br>平成7年10月 税理士堀三芳事務所入所、公認会計士(現任)<br>平成7年11月 税理士登録<br>平成19年12月 枚方市代表監査委員(現任)<br>平成28年6月 当社社外監査役<br>平成29年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合代表監査委員<br>平成30年6月 当社社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                         | 1,500株     |
| 2     | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | <p>勝山武彦氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、平成28年6月から当社社外監査役、平成30年6月からは当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏の幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。</p> <p>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業財務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。</p> |            |

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日) 名                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | ※<br>こう さか け い こ<br>高坂佳郁子<br>(昭和51年9月20日生) | 平成14年10月 弁護士登録、色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）入所<br>平成21年1月 色川法律事務所（現弁護士法人色川法律事務所）パートナー（現任）<br>平成28年6月 日本山村硝子株式会社社外監査役<br>平成29年6月 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>アジア太平洋トレードセンター社外監査役（現任）<br>平成30年3月 東洋炭素株式会社社外監査役（現任）<br>平成30年6月 当社社外監査役（現任）                                                                                                                                                      | 0株         |
|       | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要          | 高坂佳郁子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成30年6月から当社社外監査役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の監査等委員である社外取締役の経験も有しており、その幅広い知識と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。<br>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。 |            |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 勝山武彦氏、高坂佳郁子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 勝山武彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、勝山武彦氏には平成30年6月までの2年間、社外監査役としての在任期間があります。高坂佳郁子氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

5. 当社は、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏が監査等委員である取締役を選任された場合は、両氏との間で当該契約と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。勝山武彦氏及び高坂佳郁子氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 内藤 欣也<br>(昭和30年11月24日生)              | 昭和61年4月 弁護士登録（大阪弁護士会入会）<br>鎌倉法律事務所入所<br>平成2年4月 小寺・内藤法律事務所設立<br>平成11年3月 内藤法律事務所設立<br>平成16年2月 みずほパートナーズ法律事務所設立<br>平成24年4月 大阪弁護士会副会長<br>平成26年4月 国立大学法人大阪大学非常勤監事<br>平成28年6月 当社社外取締役（現任）<br>上新電機株式会社社外監査役<br>平成29年3月 大阪市開発審査会委員<br>平成29年4月 内藤法律事務所設立、代表（現任）<br>平成29年6月 上新電機株式会社社外取締役（現任）<br>平成31年4月 大阪府人事監察委員会委員（現任）<br>令和2年1月 大阪市開発審査会会長                                                    | 1,400株     |
| 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 | 内藤欣也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、平成28年6月から当社社外取締役として、その職務を適切に遂行されております。同氏は他社の社外取締役の経験も有しており、その豊富な経験、専門知識及び高い見識を当社の経営に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。<br>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。<br>同氏が選任された場合は、上記の知見を活かして、特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定等について関与、監督いただくことを期待しております。 |            |

- (注) 1. 内藤欣也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内藤欣也氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 内藤欣也氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員以外の取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員以外の取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
4. 内藤欣也氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、内藤欣也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。なお、内藤欣也氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、同氏との間で当該契約と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。（但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）内藤欣也氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、内藤欣也氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。内藤欣也氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成22年6月22日開催の定時株主総会において、年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額4億円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保して取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告17ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、令和2年6月23日開催の第33回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）として、取締役の報酬等の額（年額4億円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の枠内で、年額1億円以内とすることについてご承認いただきましたが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額を、これまでの取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額4億円以内。うち、社外取締役分は40百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の枠内で、年額1億円以内とすることにつき、改めてご承認をお願いするものであります。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案は、上記の制度の導入目的等諸般の事情を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保して取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告17ページに記載のとおりであります。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の内容は下記のとおりであります。

## 記

### (1) 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

### (2) 譲渡制限付株式の総数

本譲渡制限付株式の付与のために発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

### (3) 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

#### ① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### ② 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### ③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、当該対象取締役が、上記②に定める任期満了、死亡、その他当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### ④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

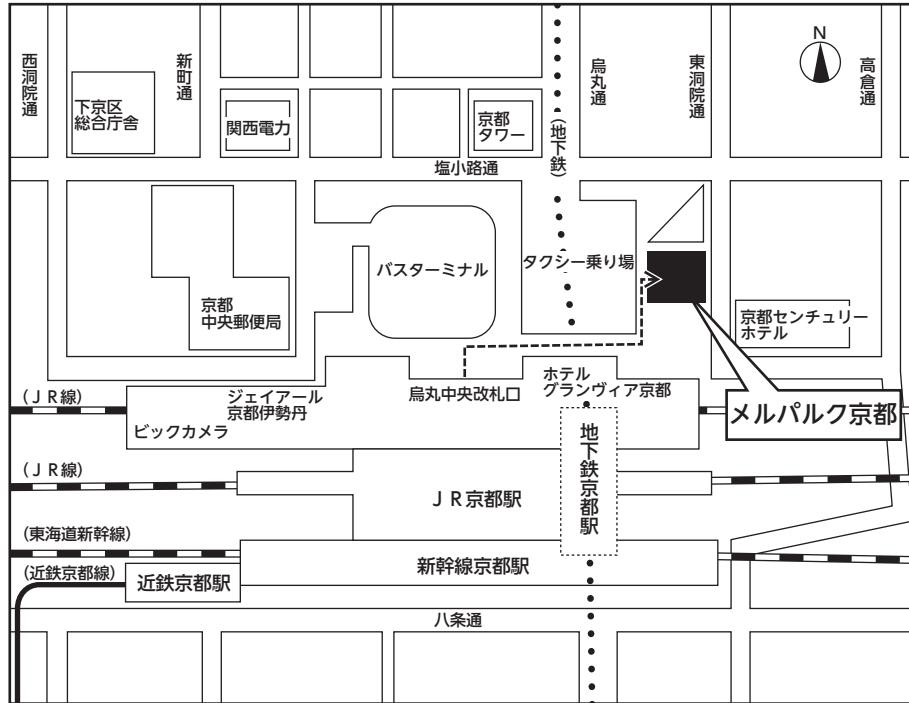
### ⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13  
メルパルク京都 6階 会議室C



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩 3 分
  - ・ 地下 ( J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央 1 改札口 ) より、「出口 5」をご利用ください。
  - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、 J R 京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。